

電事連会長 定例会見要旨

(2010年5月21日)

会長の森です。本日私からは、「エネルギー・環境政策に対する意見の提出」と、「ベトナムの原子力導入プロジェクト受注をめざした取り組み」の2点についてご報告いたします。

1. エネルギー・環境政策に対する意見の提出

今週、「地球温暖化対策基本法案」が衆議院を通過いたしました。国民生活や企業活動に多大な影響を与える重要法案が、十分に議論を尽くさないまま採択されたことは、非常に残念であります。審議は参議院に移りますが、ぜひ真摯に議論を尽くしていただくよう切に要望いたします。

このように、エネルギー・環境政策の検討が大詰めを迎えるなか、私ども電気事業連合会は、先月末から今月にかけて、中長期ロードマップ、エネルギー基本計画の見直し、再生可能エネルギーの全量買取制度の3つの重要施策に対して、業界の意見を提出いたしました。

まず、中期目標を実現するための対策や施策を示した「中長期ロードマップ」に対してであります。

私どもが、とりわけ申し上げたいことは、実現性や実効性において不明な点があまりにも多いということです。安定供給確保や経済性も確保した上で、これらの対策が真に実現可能なのか、大きな疑問を抱かざるを得ません。

例えば、現在、年間15万世帯程度のペースで普及している住宅用の太陽光発電を、ロードマップでは年間100万世帯のペースで普及すると想定しています。

また、2020年の火力の発電電力量について、石油火力で2005年に比べて8割の減少、石炭火力も6割減少させると見通している一方で、太陽光発電は5,000万kW、風力発電等も2,000万kWの導入量とするなど、電力の安定供給を果たすために、現実を見つめた供給計画に基づき事業活動を行っている私どもから見れば、許容できる範囲を超えた数字であると言わざるを得ません。

さらに、経済分析に関しても、温暖化対策によるGDPの押し上げ効果や需要創出効果など、プラス面ばかりが強調されている一方で、マイナスの影響については明確に示されていません。

国が提示するロードマップは、各施策の実現可能性や経済的効果、お客さまの受容性など現実をしっかりと見つめたうえで、慎重に策定していただきたいと思っております。

つぎに、4月19日に示された「エネルギー基本計画の見直し」に対してであります。

基本方針案では、大幅な省エネルギーや再生可能エネルギーの大量導入を前提にして、2030年のゼロ・エミッション電源比率を約70%にするという大変高い目標が掲げられています。

しかしながら、電力の安定供給を最大の使命と考える私どもとしては、これらは現実からは大きく乖離した数字であり、ロードマップと同様に、やはりコミットできる内容ではありません。

勿論、私どもも、目標実現に向けて最大限の努力をしてまいります。しかし、施策を展開するにあたっては、国の主導のもとで、国を挙げて取り組むことが重要であります。

計画に書かれた目標の位置づけについて、国自身が目指す意欲を示したものであるということを明確にし、達成の最終的な責任は国が負うという覚悟を明らかにしていただきたいと思えます。

なお、原子力の利用を一層進めるための政策手法として、「エネルギー供給構造高度化法」を活用し、規制によって事業者目標達成を義務づけるかの記載があります。

言うまでもなく、私どもは、原子力の利用率向上や発電所の新增設に従来以上に努力を続ける覚悟であり、国としては、事業者を鞭打つのではなく、事業者の取り組みを支援する施策を講じていただきたいと思えます。

最後に「全量買取制度のオプション」に対してであります。

制度設計の基本的考え方については、昨年12月に行われた経済産業省のヒアリングで私どもの意見を申し上げ、記者会の皆さまにも懇談の場等でご説明させていただきました。

その他、買取対象や価格については、国民負担をなるべく抑えるという観点から、既存設備は対象にすべきではなく、営利目的の参入者に過剰な利益をもたらすことがないように慎重に検討する必要があると考えています。

また、費用負担の方法については、制度の目的からみて、国民全員が公平に負担することが重要であります。

電気料金の上に上乗せした場合、他のエネルギー利用者との不公平が生じることから、「税その他の方法により、広くエネルギー消費全般で負担する制度」を検討すべきと考えております。

以上、各施策に対する私どもの意見について概要をご報告いたしました。詳細については、後ほどお手許の資料をご覧いただきたいと思えます。

2. ベトナムの原子力導入プロジェクト受注をめざした取り組み

つぎに、ベトナムの原子力導入プロジェクトの受注をめざした取り組みについて申し上げます。

皆さまご案内のとおり、先月末に、国と、東京・中部・関西の電力3社、三菱重工業・東芝・日立製作所のメーカー3社は、ベトナムの原子力導入プロジェクトの受注活動を一元的に担う新会社の設立に合意いたしました。来月にも企画委員会を立ち上げて、今年秋までの設立をめざしてまいります。

私ども電力業界は、ベトナムに対して、2000年から日本原子力産業協会を中心に専門家の派遣や人材育成の支援を行っております。また、2007年からは、電力業界を代表して日本原子力発電が、ベトナム電力公社が実施するフィージビリティスタディの準備に協力しております。

さらに、今月初旬には、電力3社とメーカー3社の原子力担当役員がハノイを訪問し、ベトナム政府関係者に対してオールジャパン体制で受注活動に取り組む決意を伝え、ベトナム側のニーズを直接ヒアリングいたしました。

また、訪問期間中に、仙谷国家戦略大臣に同行して、ハイ副首相やフック計画投資大臣にお会いする機会をいただきました。

仙谷大臣からの「日本による最先端かつ安全性の高い原子力技術で協力したい。今後、官民一体となって進める新会社を立ち上げる」との発言に対し、ベトナム側からは「新会社設立を歓迎する。皆さんの意気を感じる」と前向きな言葉をいただきました。

私どもは、今後の受注活動を本格化させるため、今月27日から3日間、ハノイで開かれる「ベトナム国際原子力発電展示会」に、日本原子力産業協会と共同で出展する計画です。

この展示会は、ベトナム原子力機構が主催して2年に1度開かれています。今回は「ニントゥアン原子力発電所プロジェクトに向けて」をテーマとした展示会であり、政府関係者も多数参加する見込みであることから、私どものブースでは、日本とベトナムのこれまでの原子力協力を紹介するパネルや、最新鋭の原子力プラントの模型などを展示し、プロジェクト受注をめざして積極的にアピールしてまいりたいと思います。

私からは以上です。

環境省では、2010年3月に「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（案）」に対する意見募集を行いました。電気事業連合会としては、本資料にある意見を5月10日に提出いたしました。

「地球温暖化対策に係る中長期ロードマップ（環境大臣試案）」に対する意見

エネルギー資源に乏しいわが国において、私ども電気事業者は安定供給確保・環境保全・経済性の3つの「E」の同時達成が使命であると認識しており、今回、2020年に25%削減、2050年に80%削減を実現するための対策・施策の道筋として提示された試案については、実現性・実効性などにおいて不明な点があまりにも多く、責任あるエネルギー供給事業者として、安定供給確保・経済性を伴った上で、これらの実現に向けた対策が果たして可能なのか疑問を抱かざるを得ません。

また、発電所などの設備の建設に10～20年以上を要する電気事業にとって、2020年はまさにいま現在の問題であります。電気事業者は、最大の使命である安定供給責任を果たすために、現実を踏まえた需要見通しを前提に供給計画を策定していますが、今回提示されたロードマップは、供給計画に基づいて私どもが中期的に実施していく事業活動とは相容れないと認識しています。

したがって、国が提示するロードマップは、低炭素社会実現のための方向性を私どもエネルギー供給事業者と共有しつつ、3つの「E」の同時達成を目指した諸施策の技術的実現可能性や経済的効果、お客さまの受容性を慎重に検討しながら策定して頂きたいと考えます。

以上が基本的な考えであります。さらに、今回のロードマップ策定に向けた検討プロセスやその内容については、以下の点において問題があると認識しています。

- 現在検討中の新成長戦略、他のエネルギー政策等の検討内容や、各種施策を所管する関係省庁の見解等を踏まえ、政府として整合が取れた内容として頂きたい。
 - ロードマップに示されている目標や政策について、それらを所管する省庁の見解を踏まえ、政府一体として進めるべきではないでしょうか。
- 産業界への影響、国民負担レベル、実現可能性などについて、真水の範囲も含め十分な検証を行い、それらを国民へ分かりやすく示した上で、産業界を含めた国民各層との議論をして頂きたい。
 - 地球温暖化防止に関する中長期目標の達成に向けた具体的施策は国民生活や企業活動に多大な影響を与える重要な政策であります。策定に際しては、国民へ公正かつ分かりやすい情報を提供した上で、産業界を含めた国民各層と十分な議論を行い、国民理解を得ることが不可欠ではないでしょうか。

- 非現実的なペースの再生可能エネルギー導入量を想定すべきではないと考えます。例えば 2020 年の太陽光は全体で 5,000 万 kW、うち住宅用は 2,440 万 kW と年間 100 万世帯相当（現状は年間 15 万件程度）の導入ペースを想定されています。
 - エネルギーセキュリティにも十分考慮する必要があるのではないのでしょうか。国環研の試算では、2020 年の発電電力量は 2005 年に比べて石油で 8 割、石炭で 6 割、LNG で 3 割減少する一方で、2020 年で太陽光が 5,000 万 kW、風力等が 2,000 万 kW など非現実的な再生可能エネルギーの導入量を想定しています。これでは安定した電力供給は不可能になると思われます。
- モデルによる経済分析は、プラス面とマイナス面の適切な評価が必要。客観的な視点で、複数の専門家による開かれた議論を行って頂きたい。
- ① 今回示されている経済分析は、高い削減目標を掲げることによるプラスの効果ばかり強調されていますが、例えば、従来型の産業が縮小する影響やエネルギーコスト上昇によるエネルギー多消費産業への影響等のマイナス面が明確に示されていません。
 - ② 政策導入による CO2 削減効果、経済や雇用への影響について、客観的な視点で現実の経済社会を踏まえた検討を行い、国民に対して誤解の無いように示すべきではないのでしょうか。
 - ③ そのためには、参照モデルや前提条件等を公開し、その妥当性について専門家同士による開かれた議論、コンセンサスが必要と考えます。

以 上

経済産業省では、2010年4月に「資源エネルギー政策の見直しの基本方針」に対する意見募集を行いました。電気事業連合会としては、本資料にある意見を4月30日に提出いたしました。

エネルギー基本計画見直しについての意見

1. 「目標の位置づけ」について

「基本方針」に掲げられた2030年の目標は、今後のエネルギー・環境政策の中で、国自身が目指す意欲を示したものであり、その達成の最終的な責任は国が負うものであることを明らかにしていただきたい。例えば、2030年におけるゼロ・エミッション電源比率を約70%とすることは極めて高い水準であり、大幅な省エネルギーや再生可能エネルギーの最大導入が前提とされているが、その前提は現実から大きく乖離したものであり、安定供給の責任を担う事業者としてコミットできるものではない。目標の実現に向けて我々事業者も最大限の努力を行っていくが、今後の施策の展開にあたっては、国の主導の下に国民全体での取り組みが必要である。

また、原子力の利用を一層進めるため、新增設の推進と設備利用率の向上は極めて重要なことではあるが、14基や90%という数字ありきではなく、安全を大前提に地元のご理解を得ながら着実に進めていく必要がある。実現のためには、我々事業者だけではなく、国による取組も不可欠であるので、国においては、米国における科学的・合理的な運転・保守管理を参考に規制を改善することや、国が立地地域に対して安全について十分説明して相互理解を促進し、立地地域から信頼される仕組み作りを進めることなど、具体的な対策を講じていただくよう是非お願いしたい。

なお、電力各社の供給計画の範囲を超える2020年以降の新增設については、事業者としては着実な進展を目指すものの、立地地域や需給の状況などを踏まえて、個別に検討していく必要がある。

2. 「政策手法のあり方」について

目標実現のための政策手法については、エネルギー政策基本法第七条にあるように、事業者の自主性および創造性が十分に発揮されることが重要であり、事業者への規制ではなく、事業者への支援を中心とすべきである。

「エネルギー供給構造高度化法」を活用して原子力の設備利用率向上や新增設を推進していくことが打ち出されているが、国が行うべきことは、規制によって事業者に目標達成を義務付けることではなく、事業者の取組を支援するための施策を講じることである。特に、原子力については、事業者として従来以上に努力を続けていく所存であるが、さらなる高い目標に向けては、事業者だけでなく、国が果たす役割、地方自治体が果たす役割を基本計画の中により具体的に記載し、実施していただくようお願いしたい。

3. 3つのEの同時達成を可能とする「エネルギー需給構造」等について

「安定供給、環境適合、経済性（3つのE）の同時達成」のためには、供給サイドにおける「原子力を軸としたベストミックスの推進」と、需要サイドにおける「高効率化・電化」が極めて重要である。

「石炭火力」は、エネルギー・セキュリティーや経済性の面で優れた特性を有していることから、我が国のエネルギー政策上、今後とも必要不可欠な電源である。「基本方針」では、「老朽石炭火力のリプレース等により石炭火力の高効率化・低炭素化を促進」との記載があるが、リプレースの実施時期については、需給や設備の状況等を勘案しつつ、各事業者が自主的に判断すべき事柄である。また、「今後計画される石炭火力の新增設に当たっては、CCS Readyを導入」との記載があるが、CCSには依然多くの課題があり、まだ開発途上の技術である。技術開発が進んでいない段階で実施困難なものを事業者に課すのではなく、まずは国主導で回収・貯留技術に関して基礎的研究や検証・実験を進めるべきである。

ヒートポンプの導入を含む「電化の推進」は、需要サイドの省CO2対策、省エネ対策の柱として極めて重要であることから、政策的に支援すべきものとしてしっかりと位置付けるべきと考える。具体的には、高効率給湯器の中で最もCO2削減効果の大きいヒートポンプ給湯器への導入支援を明記するとともに、業務用・産業用についても、ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）実現に不可欠な「業務用ヒートポンプ（空調・給湯）」や、ボイラー代替として高い省エネ・省CO2効果が期待される「産業用ヒートポンプ（工場空調・加温・乾燥）」等の導入支援等を図ることを明記し、その重要性を強調すべきである。

「次世代エネルギー・社会システム構築」のための施策として、「2020年代の可能な限り早い時期に、原則全ての需要家にスマートメーターの導入を目指す」ことが掲げられているが、導入にあたっては、実証事業の結果や社会のニーズ、セキュリティー問題、設備の実態等も踏まえ、どのような機能のものとするか、費用対効果や社会的コスト最小化の観点から十分な検討を行うべきである。

4. 「エネルギー産業構造」について

「今後のエネルギー産業構造のあり方」として、総合エネルギー企業体の形成や企業の集約化、事業エリアの広域化等について言及されているが、企業形態やビジネスモデル等は企業経営の根幹であり、事業者の判断に委ねるべき事柄である。

以 上

経済産業省では、2010年3月に「再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプション」に対する意見募集を行いました。電気事業者としては、本資料にある意見を5月21日に提出いたしました。

再生可能エネルギーの全量買取制度に関するオプションについての意見

3月24日「再生可能エネルギーの全量買取プロジェクトチーム」会合で提示された全量買取制度のオプションに対し、電気事業者として、以下のとおり意見を申し上げます。

1. 制度設計の基本的考え方

説明資料の中に、「現在政府が導入を検討している地球温暖化対策税、排出量取引など他の関連政策と、政策としての一貫性、全体の整合性を確保する」と明記されているが、それに沿った形で、全量買取制度だけではなく、他の関連政策と合わせた効果や国民負担を明らかにした上で、個々の制度設計について国民の理解を得るべきである。

全量買取制度は電力分野だけが受益するものではなく、国民全体が低炭素社会を目指すための制度であることに鑑み、電気料金にのみ負担を上乗せするのではなく、国民全体が公平に負担する制度とすべきである。また、国民負担をなるべく抑える観点から、営利目的の参加者に過剰な利益をもたらすことがないように、買取対象や価格について慎重に検討すべきである。

地球温暖化対策やエネルギーセキュリティという目的のためには、再生可能エネルギーの導入促進だけでなく、原子力を中心とする電源ベストミックスや需要面での電化促進などが重要である。全量買取の制度設計は、社会コスト最小化の観点から、バランスの取れたエネルギー・環境政策を目指す中で検討すべきである。

2. 買取対象についてのオプション

国民負担の観点からは、既存設備や大型設備、未だ実用段階にない再生可能エネルギーなどは買取対象とすべきではない。また、燃料電池は改質時に、コージェネは発電時にCO₂を排出する電源であり、太陽光・風力等の再生可能エネルギーとは異なること、国民負担の観点などから買取対象に含めるべきではない。（「A. 買取対象とする種類」、「C. 新設・既設の取扱い」関係）

全量買取の範囲については、現行の太陽光発電の余剰電力買取対象等、自家消費を行っているお客さまを全量買取対象とする場合には、お客さま設備の配線や結線方法の変更が必要になることに留意すべきである。また、全量・余剰の選択制を導入すると、電気事業者による契約管理等の追加的な負担が発生することに配慮いただきたい。（「B. 全量買取の範囲」関係）

買取価格は、再生可能エネルギー間の競争を促し、発電コスト低減のインセンティブを促す観点および国民負担を大きくしないという観点から、原則一律に設定することが適当である。なお、買取価格・期間の設定については、国民の納得できる水準とすべきである。（「D. 買取価格の設定方法」、「E. 買取期間の設定方法」関係）

3. 負担方法についてのオプション

費用負担の方法は、低炭素社会を国民全体で実現するという政策目的に照らし、税その他の方法により、広くエネルギー消費全般で負担する制度とすべきである。全量買取制度による低炭素社会実現の効果は、電力分野だけでなく国民全体で受益するものであるため、電気料金に上乗せする形が「受益者負担の観点から適当」との記載は不適切であると考えられる。さらに、全量買取の負担を電

気料金の上に上乗せした場合、他のエネルギー利用者との間で不公平が生じる（例えば、エネルギー消費量は同等でも、オール電化の家庭の負担は灯油やガスを併用する家庭に比べて大きくなる）ことにも十分留意すべきである。（「F. 費用負担の方法」関係）

地域間調整については、広くエネルギー利用者間での公平を保つ制度を導入する中で実現していくべきである。なお、負担方法については、税も含めて検討すべきである。（「G. 地域間調整」関係）

特定の分野の需要家に対する負担軽減措置については導入すべきでなく、全ての需要家が公平に負担する制度とし、負担に対する配慮が必要な需要家には全量買取制度の枠外で別の手段を検討すべきである。（「H. 特定の分野に対する軽減措置の是非」関係）

4. その他事務的に検討すべき事項

買取制度の下では、再生可能エネルギーの導入量は、国が定める買取価格によって左右されるため、電気事業者としてはRPSで導入量を義務付けられても自らの努力余地は少ない。よって、全量買取制度の導入に伴い、RPS法は廃止すべきである。なお、RPS法の下で導入された設備との既契約分については、経過措置等を検討すべきである。

再生可能エネルギーは、設置段階の投資コストの負担が大きいいため、設置段階での助成は有効である。従って、補助金と買取制度をバランス良く組合せていくべきである。

再生可能エネルギーを大量導入した場合の電力系統の安定化対策については、世界最先端の制御システムが不可欠である。電気事業者としても、技術開発に積極的に取り組んでいくが、その開発導入には十分なリードタイムが必要であることを踏まえて、今後の再生可能エネルギーの導入計画を考えるべきである。また、そのコスト負担のあり方について検討し、国民の理解を得る必要がある。

全量買取は、現行の太陽光余剰買取に比べて、対象範囲や負担レベルなどの面で国民への影響が大きく、特に、負担の回収の実施にあたっては現場での業務負担が予想される。よって、全ての需要家に確実に買取費用をご負担いただけるよう、買取の内容とともに、負担の支払義務を明確にし、法令にその旨を規定すべきである。

制度の内容により、契約変更に関わる諸手続きや電気事業者のシステム改修等に時間を要するため、実施時期の決定にあたっては、現場に混乱が生じないように、十分な配慮が必要である。また、制度について、国民に対して国が十分な説明を行うとともに、相応の周知期間を設ける必要がある。

制度自体の存続期間については、恒久的な制度とせず、全量買取の効果、国民負担の状況、再生可能エネルギー導入による電力系統への影響などをチェックしつつ、定期的な検討を行うべきである。

5. オプションのケース

電気事業者としては、オプションのケースについての評価は、基本的に国による十分な説明と国民の十分な理解のもと、国民の判断に委ねられるべきであると考え、少なくとも、既設設備や大型設備も含めて、あらゆる再生可能エネルギーを対象とするケース1、コストベースで買取価格を設定するケース5は望ましくないとする。

なお、ケース別の試算結果については、電気料金に上乗せすることを前提として標準家庭の負担額だけが示されているが、国民に十分理解いただくためには不十分である。電気を含めたエネルギーの利用形態は様々であるため、大規模な工場・ビル、中小規模の店舗など、国民それぞれが自らの負担水準をイメージできるように明示する等、説明を工夫する必要がある。

以上

2010年5月21日
電気事業連合会

ベトナムにおける原子力発電導入に関する動向について

1. ベトナムにおける原子力発電導入計画の経緯

年月	内容
2001年 5月	政府首脳会議において「原子力発電に関する調査」が承認され、首相が工業省に実施可能性予備調査（プレ・フィージビリティ・スタディ〔プレFS〕）の実施を指示
2005年 8月	工業省が「プレFS調査報告書」を首相府に提出
2006年 1月	2015年までに原子力発電所の建設に着工、2020年までに運転開始とする「原子力長期戦略」を首相が承認
2007年 7月	第6次電力マスタープランにおいて、2025年までに総容量1,100万kWの原子力発電所を導入する計画を承認
2008年 4月	2020年に100万kW級軽水炉を4基の運転開始する計画を政府が決定
2008年 6月	原子力法が国会で可決し、第1期計画（4基）の事業主体がベトナム電力公社（EVN）に決定
2009年 10月	ニントゥアン原子力発電所プロジェクトにおける4基導入について、「投資報告書（プレFS報告書の改訂版）」が国会で可決
2009年 11月	メコン首脳会議における日越首脳会談で、経済・産業協力の一環として原子力発電所建設における協力推進についての協議を実施
2009年 12月	越露首脳会談において、ロシアによる初号機建設（第一期工事）合意
2010年 1月	ベトナム商工大臣に対し、経済産業大臣名でFSへの資金協力と人材育成協力についての文書を提出
2010年 3月	鳩山首相がズン首相に対し、ベトナム側パートナー選定条件に関する親書を送り、ベトナム政府からは日本の提案を真剣に検討するとの返書
2010年 4月	ワシントンD.C.にて鳩山首相とズン首相が首脳会談

2. これまでの日本側の協力

政府レベルでの協力	<ul style="list-style-type: none"> 原子力法制度の整備、人材育成等における協力のための予算措置、研修等の実施 ベトナム商工省と日本の経済産業省の間で原子力における日越協力文書に調印（2008年5月） 国際原子力協力協議会、および同運営委員会設立（2009年3月）
民間レベルでの協力	<ul style="list-style-type: none"> 日本原子力産業協会内に電力会社・メーカー・国が協力してベトナムの原子力発電導入計画推進を支援するための日越協力連絡委員会を発足（2000年3月） 2001年よりプレFS実施へ協力し*、プレFSドラフトを完成（2003年11月） *ベトナムからの要人や研修生を発電所視察や研修に受け入れるほか、ベトナムでの展示会やセミナーの開催、関係機関の表敬訪問におけるミッション派遣等に協力 電気事業連合会にて日本原子力発電(株)を日本側のFS実施主体とすることを決定し、同社はベトナム電力公社によるFS実施準備に対する協力を実施（2007年1月） 日本原子力産業協会を運営主体とする原子力国際協力センター（JICC）を設立（2009年3月）

3. 新会社の設立

経済産業省、電力会社（東京・中部・関西）、メーカー（三菱重工業、東芝・日立製作所）は、ベトナムをはじめとする原子力発電新規導入国における発電所建設プロジェクトに関して、官民一体となって受注活動を行う新会社を設立することに2010年4月合意。

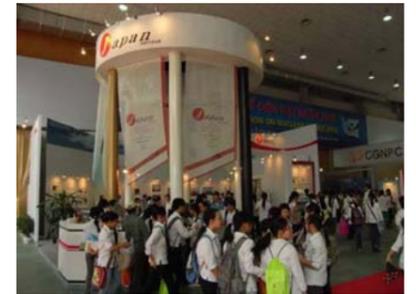
4. ゴールデンウィーク期間中のベトナム訪問

電力会社（東京・中部・関西）、メーカー（三菱重工業・東芝・日立製作所）の原子力担当役員が、ベトナムの原子力発電所建設プロジェクトにおける受注を進めるため、2010年5月に官民合同で同国の関係省庁等を表敬訪問した。

5. ベトナム国際原子力発電展示会

(1) 展示会概要

名称：第4回国際原子力展示会（The 4th International Exhibition on Nuclear Power）
 テーマ：ニントゥアン原子力発電所プロジェクトに向けて
 期間：2010年5月27日（木）～29日（土）
 場所：ハノイ国際展示場（Hanoi International Center for Exhibition）
 主催：ベトナム原子力機構（VAEI）
 後援：ベトナム科学技術省、ベトナム工業商業省



第3回国際原子力展示会の様子（2008年5月）

(2) 日本ブース展示内容

面積：150㎡（12m×12.5m）
 展示物：PWRとBWRの模型
 東京電力(株) 柏崎刈羽原子力発電所のジオラマ
 パネル：①ニントゥアン省サイト候補地にPWRとBWRを配置し、その周りに宅地、学校、農地、漁場などがある図（メインパネル）
 ②日本とベトナムの原子力協力関係
 ③原子力発電所と発電所周辺の風景
 ④日本の原子力発電所建設の実績
 ⑤PWRとBWRの技術説明

<参考>ベトナムの電力事情

(1) 発電電力量と最大電力の推移

	発電電力量		最大電力	
	億 kWh	伸び率 (%)	万 kW	伸び率 (%)
2002年	358	17.0	647	14.2
2003年	408	14.0	737	13.8
2004年	462	13.2	828	12.4
2005年	521	12.7	926	11.7
2006年	590	13.4	1,019	10.1

(2) 2006年の発電電力量および電源構成比

	火力		水力	
	億 kWh	68%	億 kWh	32%
発電電力量構成比	399	68%	191	32%
発電設備構成比	749万 kW	61%	458万 kW	37%



ベトナムにおける原子力発電プロジェクト

(出所) 海外電力調査会調べ